

澁川市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

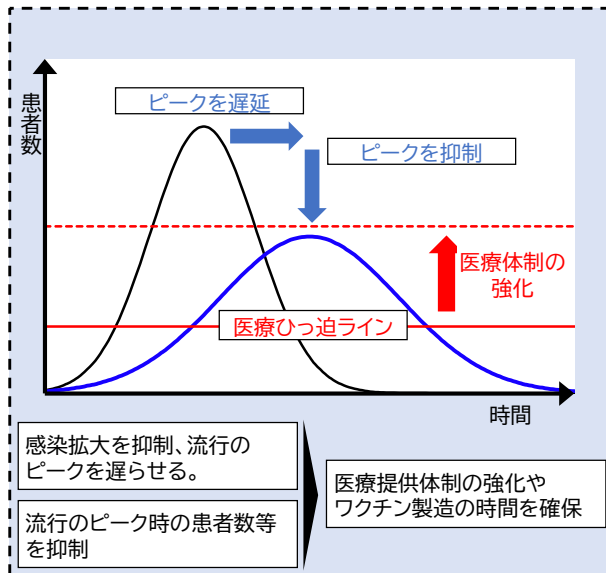
澁川市新型インフルエンザ等対策行動計画について

澁川市新型インフルエンザ等対策行動計画(市行動計画)とは、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すものとし、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定する計画です。

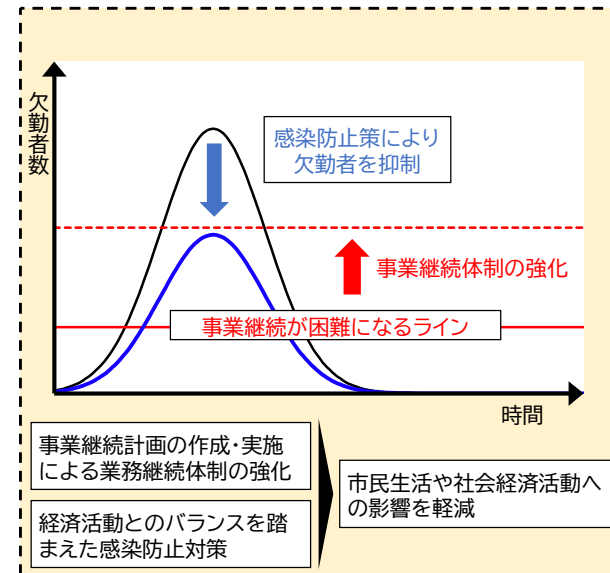
- 市行動計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26年5月に策定しました。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、市行動計画を全面的に改定し、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指します。
- 次の感染症危機においては、市行動計画に基づき、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ対応を行います。

市行動計画の目的

感染拡大を可能な限り抑制し、
住民の生命及び健康を保護する



住民生活及び地域経済に及ぼす
影響が最小となるようにする



澁川市新型コロナウイルス等対策行動計画改定のポイント①

➤ 初の全面改定

政府行動計画の抜本改定及び県行動計画の全面改定を受け、市行動計画も、策定以来初の全面改定を実施します。

➤ 幅広い感染症に対応

新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実します。
感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、柔軟かつ機動的な対策の切替えについて明記します。

➤ 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、下記の課題に対応

課題1: 平時の備えの不足

- 短期間で高頻度のウイルスの変異や長期化した場合を想定した平時からの備えが不足していた。
- 実践的な訓練を通じた対策の事前点検・改善が十分に行われていなかった。

→各分野における平時の備えと実践的な訓練について整理・拡充

課題2: 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応

- 感染拡大が複数回にわたって起こることを想定していなかったため、柔軟かつ適切な対策の切替えに対応できなかった。
- 感染拡大防止と地域経済活動とのバランスについて記載がなく、対策の在り方についての関係者のコンセンサスの形成や、対策に当たって留意すべき住民生活や地域経済活動に関する事項などについて整理が十分になされていなかった。

→可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え、医療提供体制と住民生活・地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置、状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え、住民の理解・協力を得るための情報発信・共有について記載

課題3: 情報発信

- 情報発信や情報共有の体制や方法などの事前準備についての記載が十分でなかった。
- 感染者等に対する誹謗(ひぼう)中傷や医療従事者等に対する差別・偏見への対策が改めて課題として認識された。
- 誤情報や偽情報の流通及びSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等において正確な情報と誤った情報が混在しつつあふれかえるインフォデミックへの対策が改めて課題として認識された。

→情報発信体制の整備、偏見・差別や偽・誤情報への対策を記載

※インフォデミック: 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

澁川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント②

発生段階の見直し

全体を準備期、初動期、対応期の3期に分け、準備期の取組を充実させます。
中長期的に複数の感染の波が生じることも想定します。

改定前

未発生期	発生前の段階
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した段階
国内発生期 早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる段階
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階



改定後

準備期	発生前の段階
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期
	病原体の性状等に応じて対応する時期
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期

対策項目の拡充

対策項目は、新型インフルエンザ等対策の目的を達成するための具体的な対策を定めるものです。
それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、かつ県及び市、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、対策項目を6項目から8項目に拡充します。

改定前

- ①実施体制
- ②情報提供・共有
- ③まん延防止
- ④予防接種
- ⑤医療
- ⑥市民の生活及び地域経済の安定の確保



改定後

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ④まん延防止
- ⑤ワクチン
- ⑥保健
- ⑦物資
- ⑧住民生活及び地域経済の安定の確保

澁川市新型インフルエンザ等対策行動計画 対策項目ごとの主な対応

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画等の作成や体制整備・強化 ・実践的な訓練を実施 ・国、県及び市等の連携を強化 ・市の組織体制等を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策推進会議を開催し、対策措置の準備 ・必要に応じて市対策本部を設置 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言時に市対策本部を設置 ・必要な財政上の措置 ・職員の派遣、応援の要請
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析の実施体制を整備 ・訓練等を通じた情報収集・分析実施体制の確認 ・情報漏えいへの対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析の実施体制を確立 ・リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ・情報や対策を住民等に迅速に提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な実施体制等の見直し ・情報収集・分析を強化 ・情報や対策を住民等に迅速に提供・共有
③情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から住民等への情報提供・共有 ・偏見・差別等を未然に防止するための啓発 ・偽・誤情報への対処法の啓発や科学的知見等に基づいた情報の提供 ・発生時の情報提供・共有体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・国等からの要請によりコールセンター設置 ・偏見・差別等への行動変容を促す啓発や科学的知見等に基づいた情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・国等からの要請によりコールセンター継続 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応
④まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時の対策強化に向けた理解促進 ・基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でのまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策の実施 ・市内の感染状況等に応じた対策を検討
⑤ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・接種に必要な資材を把握 ・接種体制の構築訓練 ・予防接種やワクチンの理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種に必要な資材を確保 ・接種体制の構築・準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン等の供給 ・ワクチンの接種 ・予防接種健康被害救済制度の情報提供等 ・予防接種等の情報提供・共有
⑥保健	<ul style="list-style-type: none"> ・県への人材派遣協力体制を検討 ・多様な主体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・県への人材派遣協力の準備 ・外出自粛要請・健康観察等の協力準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・要請により県への人材派遣 ・外出自粛要請・健康観察等の協力
⑦物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等を備蓄、定期的な備蓄状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄状況を確認 ・感染症対策物資等の使用準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄状況を確認 ・感染症対策物資等を安定的に確保 ・必要な物資等が不足するときは、国・県等と互いに融通する等、相互に協力
⑧住民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続や支援金等についてDXを推進 ・必要な食料品や生活必需品を備蓄 ・生活支援を要する者への支援等を準備 ・火葬・埋葬を円滑に行える体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け ・遺体の火葬・安置に備えた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援を要する者へ支援 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け ・円滑な火葬と一時的な遺体安置の実施

澁川市新型インフルエンザ等対策行動計画 主な対応のイメージ

・感染症発生の情報覚知以降の対策の選択肢を時系列に大まかに示すものであり、ウイルスの特性等により各対策は前後しうる
 ・ワクチンや治療薬の普及や変異株の流行など状況の変化に伴い、対策の縮小・再強化を行う
 ・海外で疑わしい感染症が発生し、初動期はごく短期となり、国内での実際の患者発生は対応期となるケースを想定

	準備期	初動期	対応期
国・県等の動き		● 国外における感染症の発生情報の覚知	● 政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ● 県対策本部の設置
①実施体制	● 実践的な訓練の実施 ● 国、県及び市等の連携強化	● 市対策推進会議開催	● 新型インフルエンザ等緊急事態宣言 ● 市対策本部設置 ● 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言 ● 市対策本部廃止
②情報収集・分析	● 情報収集・分析体制の整備	● 情報収集・分析の実施体制を確立 ● リスク評価に基づく感染症対策の判断・実施 ● 情報や対策を住民等に迅速に提供・共有	● 情報収集・分析を強化 ● 柔軟な実施体制等の見直し
③情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	● 平時から住民等への情報提供・共有 ● 偏見・差別等を未然に防止するための啓発 ● 偽・誤情報への対処法の啓発や科学的知見等に基づいた情報の提供 ● 情報提供・共有体制の整備	● 偏見・差別等への行動変容を促す啓発や科学的知見等に基づいた情報の提供 ● 一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの実施 ● コールセンター設置	● 偏見・差別等や偽・誤情報への対応
④まん延防止	● まん延防止対策への理解促進	● まん延防止対策の準備	● まん延防止対策の実施 ● 感染状況等に応じた対策の検討
⑤ワクチン	● 接種体制の構築訓練 ● 予防接種等の理解促進	● 必要な資材の確保、接種体制の構築・準備	● ワクチンの接種 ● 予防接種等の情報提供・共有 ● 予防接種健康被害救済制度に関する情報提供
⑥保健	● 県への人材派遣協力体制の検討 ● 多様な主体との連携体制の構築	● 県への人材派遣協力の準備 ● 県の実施する外出自粛要請・健康観察等への協力の準備	● 要請により県への人材派遣協力 ● 県の実施する外出自粛要請・健康観察等への協力
⑦物資	● 感染症対策物資等の備蓄	● 感染症対策物資等の備蓄確認	● 感染症対策物資等の使用、安定的な確保
⑧住民生活・ 地域経済	● 支援の実施に係る仕組み整備 ● 生活支援を要する者への支援等の準備	● 生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け	● 住民生活の安定の確保を対象とした対応 ● 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 ● 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

【参考】「新型インフルエンザ等」について

「新型インフルエンザ等」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定される感染症のうち、

・新型インフルエンザ等感染症

・指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

・新感染症のうち、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

をいうと規定されています。

感染症

一類感染症

エボラ出血熱・ペスト等

二類感染症

結核・SARS・MERS等

三類感染症

コレラ・細菌性赤痢・
腸管出血性大腸菌感染症等

四類感染症

A型肝炎・黄熱・狂犬病等

五類感染症

インフルエンザ・麻疹等

新型インフルエンザ等感染症

- ・新型インフルエンザ
- ・再興型インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・再興型新型コロナウイルス感染症

指定感染症

当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

新感染症

全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

新型インフルエンザ等

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

新感染症: 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。